

市立高教組ニュース

第 2 号 2014年5月15日(木) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10

仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289

書記長 笠原 修好

夏季交渉

仙台市、病気休暇制度にメスを入れたかったが… 団体交渉流れる！

仙台市立高教組は、市労連（市職労、市立高教組、学職労、水道労組、交通労組、ガス労組、病院労組の7つの組合で構成された連合体）の1単組ですので、仙台市当局との交渉にも参加しています。去る5月8日（木）には、夏季団体交渉が行われる予定でしたが、当局は我々の要求書に対する回答の他に、病気休暇の日数を現在の150日から90日に短縮するなどの協議を申し入れて来ました。あらかじめ分かっていた事ではありましたが、当局の説明が「情勢適用の原則から国で行っている制度に合わせる」という理由だけでした。私たち労働者が不利になる制度の変更を、それだけの理由で申し入れを受けるわけには行かないと交渉前に当局に伝えた所、それでは日を改めて交渉を行いましょうという事になりました。交渉は生もの、予定通りには事が運ばないものなのだと感じました。

仙台市の現在の病気休暇制度（県とは異なります）

病気休暇

1. 病休は1日もしくは1時間単位で取得でき、最大で150日まで取得できる。手続きについては、以下の通り。
 - (ア) 7日未満：病気休暇届の提出（場合によっては要診断書）
 - (イ) 1月未満：病気休暇届と療養期間（含自宅療養）の明記された医師の診断書を提出。回復時に病気休暇出勤届けを提出。
 - (ウ) 1月以上：1月未満と同様。但し、届けは休暇開始日より1月毎に提出。回復時には病気休暇出勤届けに医師が勤務に支障がない旨を明記した診断書を添え、産業医の診断を受けてから提出。
 - (エ) 150日を超えて回復しない場合は休職の扱いとなる。
 - ① 公傷病休の場合は、休職の期間給料を支給（最長3年）
 - ② 私傷病休の場合は、最初の1年のみ給料は80/100支給。その後の18ヵ月は共済組合から疾病手当金80/100が支給。その後6ヵ月は共済組合から疾病手当金付加金80/100が支給。
 - ③ 3年経過しても回復しない場合は、欠勤・免職となる。
2. 結核性疾患による病休は、3年以内で必要と認められる期間。最初の1年は給料を支給。その後2年間は給料60/100と共済組合から20/100を支給。3年経過後、回復しない場合は、1年以内の休職扱いとなり共済組合から80/100を支給。それでも回復しない場合は、欠勤・免職となる。

病休を取得する事は、職場に迷惑をかける事になるので、取得者の絶対数は少ないのですが、病気にかからない、あるいは怪我をしない保証はありません。万が一そうなった時、5か月までは、給料をそのまま払いますよというのが現行制度です。それを3か月に短縮したいと言ってきたわけです。その背景に、何があるのか本当のところはまだ分かりませんが、弱者切り捨ての世の中になっていくのをただ傍観しているのは、組合の存在意義が問われます。提案する側の市の職員の中には、本当はそうなって欲しくはないと思っている人もいないのかと思っています。だから、テーブルのこちら側では、しっかりと労働者側の意見を言わなければいけないのです。

組合への加入はお近くの分会員へお声掛け頂くか、県の書記局（TEL 022-234-1335）までご連絡下さい。

<ワード>

地域手当

地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、当該地域等に在勤する職員に支給する。（条例第11条の2）

仙台市は、給料+教職調整額+扶養手当の6%（端数切り捨て）であるが、市は地域手当の独自カットを行っている最中であり、平成27年度末まではその半分の3%分が支給されている。

ちなみに、宮城県の地域手当は3%、東京は18%。仙台市から県内の仙台市以外に転出した場合は、2年間は6%（現在は3%）が支給される。

しかし今の時代、都市部（仙台市）は本当に物価が高いだろうか？流通が便利な分逆に安いものもあるのではないかと思うのだが…。都市部で高いのは地価なので、住居手当を地域によって増額した方がより実態に沿うのではないだろうか？